

司法修習生に対する給付型経済的支援を求める会長声明

司法修習生への給付型の経済的支援（修習手当の創設）については、この間、日本弁護士連合会・各弁護士会に対して、多くの国会議員から賛同のメッセージが寄せられているが、先日、同賛同メッセージの総数が、衆参両院の合計議員数717名の過半数である359名を超えた。

まずはメッセージをお寄せいただいた国会議員の皆様に対し感謝の意と敬意を表するものである。

メッセージを寄せられた国会議員は、与野党を問わず広がりを見せており、司法修習生への経済的支援の必要性についての理解が得られつつあるものと考えられる。

そもそも、司法制度は、基本的人権を擁護し社会正義を実現するための社会的インフラであり、国はかかる公共的価値を実現する司法制度を担う法曹になる司法修習生を、公費をもって養成するべきである。このような理念のもとに、我が国では、終戦直後から司法修習生に対し給与が支払われてきた（給費制）。しかし、2011年11月から、修習期間中に費用が必要な修習生に対しては、修習資金を貸与する制度（貸与制）に変更された。この修習資金の負債に加え、大学や法科大学院における奨学金の債務を負っている司法修習生も多く、その合計額が極めて多額に上る者も少なくない。法曹を目指す者は、年々減少の一途をたどっているが、こうした重い経済的負担が法曹志望者の激減の一因となっていることが指摘されているところである。

こうした事態を重く受け止め、法曹に広く有為の人材を募り、法曹志望者が経済的理由によって法曹への道を断念する事態が生ずることのないよう、また、司法修習生が安心して修習に専念できる環境を整えるため、当会は、これまで総会決議、会長声明等で繰り返し給費制復活の必要性を訴えてきており、その信念に揺るぎはない。当会は、前記『法科大学院を中核とする法曹養成制度』の見直しを求める決議」において、司法修習を中核とした法曹養成制度を再構築すべく、2年間の司法修習と給費制の復活を求めた。司法試験に合格した者に対し、充実した修習をさせることは、法曹の質向上のため有効かつ効率的であり、そのためには給費制の復活は不可欠である。司法修習制度は、国民の基本的人権擁護の最後の砦である司法制度を支えるための人的インフラである弁護士、裁判官及び検察官を養成する責務が国にあるとの考えの下に創設された。かかる観点から、将来法曹となるべき司法修習生に修習専念義務と兼業禁止義務とを課し、充実した修習を受けさせるとともに、

その間の生活費等を支給して身分を安定させるべく給費制が採用されてきたのであり、その必要性は現在においても失われていない。

このように、当会が従前より主張してきた司法修習生に対する給費制の重要性はいささかも揺るぎはないが、ただその早期実施がどうしても**困難**であるとすれば、あくまでも次善の策ではあるが、まずは、早急に現行制度を改め、司法修習生が十分に修習に専念できるよう経済的支援を充実させるべきであり、司法修習生に対する給付型の経済的支援（修習手当の創設）が早急に実施されるべきである。なお、給費制と実質的に同じ制度として実施されるものである以上、経済的支援の内容は、旅費・日当等程度の支給に止まるものではなく、司法修習生の生活の基盤を支えるに十分な金員を支給するものでなくてはならない。また、法曹養成が国の責務である以上、支給の対象は司法修習生全員とすべきであり、経済的支援は一律になされるべきである。

昨年6月30日、政府の法曹養成制度改革推進会議が決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について」において、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」との一節が盛り込まれた。

これは、司法修習生に対する経済的支援の実現に向けた大きな一歩と評価することができる。法務省、最高裁判所等の関係各機関は、有為の人材が安心して法曹を目指せるような希望の持てる制度とするという観点から、司法修習生に対する経済的支援の実現について、直ちに前向きかつ具体的な検討を開始すべきである。

当会は、司法修習生への給付型の経済的支援（修習手当の創設）に対し、国会議員の過半数が賛同のメッセージを寄せていること、及び、政府においても上記のような決定がなされたことを踏まえて、まずは、国会に対して、給付型の経済的支援（修習手当の創設）を内容とする裁判所法の改正を求めるものである。

2016年（平成28年）1月20日

千葉県弁護士会

会長 山本宏行